

地方独立行政法人大阪産業技術研究所  
職務発明規程

平成29年4月1日  
規程第 65号

第1章 総則

(目的)

第1条 本規程は、地方独立行政法人大阪産業技術研究所（以下「法人」という。）の職員及び役員（以下「職員等」という。）の完成した発明等に関する取扱いを定め、発明等によって得た知的財産権の適切な保護・管理を行うとともに、発明等をなした職員等の権利を保障することによって、職員等の発明等を奨励し、もって企業の支援及び法人の発展に寄与することを目的とする。

(適用範囲)

第2条 本規程は、法人の職員等に適用する。

2 本規程は、職員等が完成した発明等の知的財産権に適用する。

3 職員等が法人在職中に完成した発明等については、職員等が退職した後であっても本規程を適用する。

(定義)

第3条 本規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 発明等 次に掲げるものをいう。

- ア 特許法（昭和34年法律第121号）第2条第1項に規定する発明
- イ 実用新案法（昭和34年法律第123号）第2条第1項に規定する考案
- ウ 意匠法（昭和34年法律第125号）第2条第1項に規定する意匠の創作
- エ 半導体集積回路の回路配置に関する法律（昭和60年法律第43号）第2条第1項に規定する半導体集積回路の創作
- オ 著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第10号の2に規定するプログラム及び同項第10号の3に規定するデータベースの創作
- カ 種苗法（平成10年法律第83号）第2条第2項に規定する品種の育成
- キ 不正競争防止法第2条第6項に規定する営業秘密の案出

(2) 知的財産権 次に掲げるものをいう。

- ア 特許法に規定する特許権、実用新案法に規定する実用新案権、意匠法に規定する意匠権、半導体集積回路の回路配置に関する法律に規定する回路配置利用権及び種苗法に規定する育成者権並びに外国におけるこれらの権利に相当する権利
- イ 特許法に規定する特許を受ける権利、実用新案法に規定する実用新案登録を受ける権利、意匠法に規定する意匠登録を受ける権利、半導体集積回路の回路配置に関する法律に規定する回路配置利用権の設置の登録を受ける権利及び種苗法に規定する品種登録を受ける権利並びに外国におけるこれらの権利に相当する権利
- ウ 著作権法に規定するプログラムの著作物及びデータベースの著作物にかかる著作権法第21条から第28条までに規定する著作物にかかる権利並びに外国におけるこれらの権利に相当する権利
- エ ア、イ又はウに掲げる権利の対象とならない不正競争防止法に規定する営業秘密を使用する権利

(3) 職員 地方独立行政法人大阪産業技術研究所和泉センター職員就業規則（平成29

年規程第13-1号)第3条、地方独立行政法人大阪産業技術研究所和泉センター任期付職員就業規則(平成29年規程第80号)第3条、地方独立行政法人大阪産業技術研究所和泉センター任期付研究員就業規則(平成29年規程第85号)第3条、地方独立行政法人大阪産業技術研究所和泉センター再雇用職員就業規則(平成29年規程第14-1号)第2条及び地方独立行政法人大阪産業技術研究所和泉センター非常勤職員就業規則(平成29年規程第15-1号)第3条並びに地方独立行政法人大阪産業技術研究所森之宮センター職員就業規則(平成29年規程第13-2号)第2条及び第3条第2項に規定する職員をいう。

- (4) 役員 地方独立行政法人大阪産業技術研究所定款第7条に定める役員をいう。
- (5) 発明者 発明等を完成した職員等をいう。
- (6) 共同発明等 発明等のうち、複数の者によって完成されたものをいう。
- (7) 共同発明者 共同発明等を完成させた複数の者をいう。
- (8) 職務発明等 発明等のうち、その性質上法人の業務範囲に属し、かつ、その発明等をするに至った行為が法人における発明者の現在又は過去の職務に属する発明等をいう。
- (9) 職務外発明等 発明等のうち、その性質上法人の業務範囲に属さず、又は、その発明等をするに至った行為が、法人における発明者の現在又は過去の職務に属さない発明等をいう。

(開示の方法)

第4条 本規程は、職員等の自由な閲覧を可能にするため、法人内サーバー上に本規程のファイルを置くことによって職員等に開示されるものとする。

## 第2章 届出、承継及び出願

(発明等の届出)

第5条 発明等(発明が完成した場所・勤務時間の内外を問わない)を完成した職員等は、遅滞なく、発明等届を作成し、法人に届け出なければならない。発明等届の様式は、地方独立行政法人大阪産業技術研究所職務発明取扱要綱に定める。

2 第1項の発明等届の提出先は、業務推進部又は企画部とする。

(職務発明の認定等)

第6条 法人が、職員等から、前条の規定に基づき発明等届による発明等の届出を受けた場合、法人知的財産会議設置要綱において定める知的財産会議において、当該発明等の職務発明等への該当性、当該発明等に係る知的財産権の承継の要否等について決定する。

(権利の承継)

第7条 発明者は、職務発明等につき、その完成と同時に、何らの意思表示又は手続を必要とせず、法人に知的財産権を譲渡するものとし、法人はこれを承継する。ただし、前条に基づく権利承継の要否の決定において法人が承継しないと決定した職務発明等については、この限りではない。

2 前条に基づき法人が承継しないことを決定した職務発明等については、遡って承継の効力はなかったものとし、法人は当該職務発明についての通常実施権を留保するものとする。

3 プログラムの著作物およびデータベースの著作物に係る著作権を法人に譲渡した著作者は、法人に譲渡した著作権に係る著作者人格権を行使しないものとする。

(譲渡証書の提出)

第8条 発明者は、自己が完成させた発明等の知的財産権を法人に譲渡した事実を証するため、発明完成後、遅滞なく所定の譲渡証書を法人に提出するものとする。ただし、第

6条に基づく権利承継の要否の認定において法人が承継しないことを決定し、これを発明者に通知した職務発明等はこの限りでない。譲渡証書の様式は、地方独立行政法人大阪産業技術研究所職務発明取扱要綱に定める。

2 前項の譲渡証書の提出先は、業務推進部又は企画部とする。

(共同発明等の場合)

第9条 共同発明等の場合には、第5条に規定する発明等届及び前条に規定する譲渡証書は各共同発明者の連名によって作成されるものとし、同発明等届及び譲渡証書の提出は、共同発明者のうちの1名が行うものとする。

2 前項の場合、共同発明者は、協議の上、発明等届に各共同発明者の持分を記入するものとする。

3 前項の各共同発明者の持分につき、共同発明者の協議がまとまらない場合又は持分が不明な場合には、均等と推定することができる。

(発明等の出願等)

第10条 権利承継を受けた職務発明等に関する、出願(国内・国外を問わない)、出願審査請求、手続補正、出願取下、訂正審判請求、審決取消訴訟の提訴、特許を受ける権利等の放棄又は第三者への譲渡(信託的譲渡を含む)、特許権等の放棄又は第三者への譲渡(信託的譲渡を含む)、その他一切の処分をする権限は法人に帰属し、法人は、発明者の承諾なくして、それらの処分を行い、又は行わないことができる。

2 前項の処分における必要書面への記載内容、形式等についても、法人が自由に定めることができるものとする。

3 前2項に規定する法人の処分に関し、法人から要求があった場合には、当該職務発明等の発明者は、法人に対し、先行技術文献の調査を行う等、必要な協力をするものとする。

### 第3章 補償金

(補償金)

第11条 法人は、本規程に基づいて職務発明等にかかる知的財産権の承継を受けたこと等の対価として、発明者に対して、次の対価(以下、併せて「補償金」という)を支払うものとする。

(1) 知的財産権の承継の対価 職務発明等にかかる知的財産権の承継を受けたとき

(2) 実績補償金 本規程に基づいて取得した知的財産権の運用又は処分により収入を得たとき

2 知的財産権の承継の対価は、国内優先権主張出願、分割出願、変更出願及び外国出願(優先権主張を伴わない外国出願を除く)については適用されないものとする。

(補償金の支払)

第12条 前条に従って支払われる補償金の額は、法人職務発明補償金要綱に定める。

2 前条に従って支払われる補償金は、知的財産会議の決議を経て支払われるものとする。

3 法人は、発明者に対し、本条に従って支払われた補償金の支払通知書及び明細書を交付又は送付するものとする。

4 知的財産権の承継の対価は、法人が承継を受けた年度の翌年度に支払うものとする。

5 実績補償金は、年度毎の収入実績に応じ、翌年度に支払うものとする。

(共同発明等の場合の補償金)

第13条 共同発明等の場合には、第11条及び第12条に規定する補償金は、発明者の持分に応じて按分比例して支払われるものとする。

(意見の申出等)

第14条 発明者は、法人に対し、支払われた補償金に関し、その算定根拠の説明を求め、又は、意見・要望を述べることができる。

2 前項の意見の申出等は、各年度の補償金の受領から1カ月以内に、知的財産会議に意見書を提出する方法によりなされるものとする。

3 知的財産会議は、前項の意見書を受領した場合には、誠意をもって対応するものとする。

(異議の申立て)

第15条 発明者は、法人から支払われた補償金に不服があり、補償金の再審査を要求する場合には、各年度の補償金の受領から1カ月以内に、知的財産会議に対して異議申立書を提出する方法により、異議の申立てをすることができる。ただし、異議申立ては、受領した各年度の補償金について一回限りとする。

#### 第4章 その他

(制限行為)

第16条 発明者は、法人の事前の書面による許可なく、職務発明等の内容を出願公開等の前に法人外に開示してはならない。

2 発明者は、法人の書面による事前の許可なく、職務発明等を自ら実施し、自ら出願し、又は第三者をして実施させ、出願させてはならない。

3 発明者は、法人の書面による事前の許可なく、職務発明等についての知的財産権を第三者に譲渡してはならない。

4 発明者が、前2項に違反した場合には、法人は発明者に対して、実施の中止、出願人名義の移転登録、知的財産権の返還等の回復行為を請求することができる。

5 第6条の規定により、法人が承継しないと決定した職務発明等については、前4項の規定は適用されないものとする。ただし、発明者は、法人の営業秘密の取扱いに十分に配慮するものとし、第三者に対して法人の営業秘密を開示してはならない。

6 プログラムの著作物及びデータベースの著作物に係る著作権を法人に譲渡した著作者は、法人に譲渡した著作権にかかる著作者人格権を行使しないものとする。

(職務発明等でない場合の取扱い)

第17条 法人が、第6条の規定に従い職務外発明等であると認定した発明等について、法人が発明者から知的財産権の譲受けを希望する場合には、これを発明者に通知するものとし、発明者は法人との協議に応ずるものとする。

2 前項の協議により、法人と発明者との間で譲渡の合意が成立した場合には、別途譲渡契約を締結するものとし、これにより当該知的財産権が法人に譲渡されるものとする。

(退職者への補償金の支払)

第18条 発明者である職員等が退職した後も、当該退職者に対して補償金を支払うものとする。

2 第12条第3項に基づく法人から発明者への補償金の支払通知書及び明細書の送付は、当該発明者が届け出た連絡先に行うことをもって足りるものとする。

3 当該職員等は連絡先を変更した場合は、速やかに法人に通知しなければならない。

4 連絡先変更の通知がない場合及び法人からの連絡書面発送の日から1カ月以内に回答がない場合、当該職員等は補償金を放棄したものとみなす。

(死亡者への補償金の支払)

第19条 発明者が死亡した場合には、法人は発明者の相続人に対して、同相続人が発明者の補償金支払請求権を民法に基づき相続したことを立証した場合に限り、第11条の補償金の支払を行うものとする。

2 前項の場合において、発明者の死亡から1年以内に立証の報告がないときは、相続人は補償金を放棄したものとみなす。

(第三者との共同発明等)

第20条 職員等が、第三者と共同して発明等を完成させた場合であっても、発明者である当該職員等の有する知的財産権の持分については本規程が適用されるものとする。

2 前項の場合において、共同発明者である第三者が企業、大学その他の団体に所属している場合には、発明者である職員等は、当該第三者が自己の所属する企業、大学その他の団体に自己の権利持分を譲渡することについて同意し、異議を述べないものとする。

(外国特許を受ける権利の取扱い)

第21条 本規程は、外国における、本規程が対象とする権利と同種の権利の取扱いについても適用されるものとする。

(施行の細目)

第22条 本規程の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

## 附 則

(施行期日)

1 本規程は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 本規程の施行前に、地方独立行政法人大阪府立産業技術総合研究所職務発明規程(平成24年4月1日制定、規程第59号)及び地方独立行政法人大阪市立工業研究所職務発明規程(平成20年4月1日制定、最近改正平成22年4月1日、規程第35号)の規程に基づき行われた届及び申立その他の行為は、本規程及びこれに関連する規程に別段の定めがない限り、本規程の相当規定により行われた届及び申立その他の行為とみなす。